

官公需適格組合（中小企業庁認定）  
静岡県消防設備保守点検業協同組合

# 組合だより



第 44 号

発行：令和4年7月吉日  
住所：静岡市駿河区南町5番3号  
Tel 054-287-5091 Fax 054-287-5092  
メールアドレス：syoubouyou-k@mti.biglobe.ne.jp  
HPアドレス：http://www.siz-sba.or.jp/syob-k/



法令遵守を行動指針に、官公庁発注の消防用設備等保守点検業務を通じて  
私たち組合員は、地域社会の安全と安心に貢献します

**消防法が義務づけた「消防用設備等点検報告」の点検業務は  
消防設備士等の有資格者点検を基本とする「独占的業務」であり  
高度化した各種消防用設備等に対応する「多数の有資格者による業務体制」が必要不可欠です**  
静岡県消防設備保守点検業協同組合は、再委託禁止の原則を遵守し契約条項を履行できる  
各組合員が雇用した有資格者により、各種試験器具等を用い適正点検を実施しています

組合員	60社
常用従業員	640人
うち消防設備士・消防 設備点検資格者等	450人
電気工事士	205人
<b>防火設備検査員</b>	<b>76人</b>
(組合事務局・常勤職員2人)	

- 報告義務者が「点検」を無資格者に行わせると消防法第44条第11号の罰則です
- 違反行為をした法人の代表者や従業員にも罰金30万円以下が科せられます

## 第 28 回通常総会

## 消防用設備等の維持管理、担う決意！ 5/18(水)



**設立 28 年、組合員など 50 名余が出席** 令和4年5月18日（水）16時30分、グランディエール ブケトーカイ（静岡市内）大会場で、静岡県消防設備保守点検業協同組合（理事長・西川和宏）は、新型コロナウイルス感染症対策を万全にして、組合設立後 28 回目となる通常総会を開催しました。また、「第7回青年部会通常総会」も同日、通常総会に先立ち開催されました。

**火災予防、消防設備の維持管理** 西川理事長は、令和4年4月に発生したJR静岡駅構内の消火設備（スプリンクラー）配管漏水事故や全国で相次ぐ悲惨な火災（大阪のクリニック火災、新潟のお菓子工場火災等）を例に、今一度、火災予防と消防設備の維持管理の重要性に気づいてほしいと訴えました。→ 挨拶（P4 掲載）

**来賓から期待と連携呼び掛けの祝辞** ご多忙の中、会場に駆けつけてくれたご来賓。山田誠県議、中沢公彦県議、竹内良訓県議（通常総会後の交流会に出席）及び相坂摂治県議からは、県民の声を代弁する立場で、縁の下の力持ちとしての日夜を問わない点検業務への感謝と期待、また、加藤部長代理（県危機管理部）や田中部長代理（経済産業部）、三宅経営支援部長代理（県中小企業団体中央会）からは、各分野の実務責任者として取組紹介

(山田県議、中沢県議、相坂県議)



(加藤部長代理、田中部長代理、三宅部長代理)



や具体的な連携についてご祝辞(挨拶)をいただきました。従来の形で開催される3年振りの通常総会——東の空に広がる富士山(下写真)が温かく見守ってくれていました。



## 令和3年度事業報告

## 組合員、組合関係者が 力を合わせ、着実に組合活動を行う！

### 1 共同受注事業 – 静岡県や静岡市、浜松市等から確実に共同受注 –

令和3年度も、地方自治法令や消防法令等に沿った一般競争入札等（＝共同受注の機会）に参加し、静岡県や静岡市、浜松市等から「前年度並みの共同受注」を確実に確保することができました。

組合員60業者（令和4年6月1日現在）が雇用等する、消防設備士や消防設備点検資格者（いずれも国家資格）、防火設備検査員（平成28年認定開始）など総勢450名の有資格者が、共同受注した学校や公共施設の現場で消防用設備等や防火設備の点検検査に従事しました。

（写真は総会資料から転載）



### 2 共同購入事業・あっせん事業 – 官公需適格組合活動の証（あかし） –

組合は、中小企業等協同組合法及び官公需法（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律）を踏まえ、組合員へ点検済証（ラベル）を販売提供しています。組合の点検済証（ラベル）は所轄庁による監督・指導（定期報告、適正点検を確保する体制等の確認等）に裏づけられた、法律に基づく官公需適格組合活動の証（あかし）です。



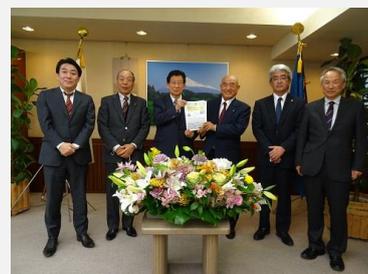
### 3 教育情報事業 – 新しい情報をスピーディーに情報発信する –

組合関係者が力を合わせ活動を継続していくために必要不可欠な「組合内外の情報共有」。新型コロナ禍にあって、組合では組合日より（年4回／4月・7月・10月・12月）、組合HP（9月・1月更新）、組合ブログ（毎日・No712～No1071）、必要に応じた一斉ファクス・メール（新型コロナ速報を7回）、理事長通知、週末事務局レポート（情報関係者35回・No43～No77）など、新しい情報をスピーディーに様々な方法で提供を続けています。



### 4 共同宣伝事業 – 消防法や官公需法等に基づく“適正点検”などを実践 –

この事業は、国から官公需適格組合に認定された知事設立認可の私たちの組合が、消防法の「火災予防の推進（消防用設備等の適正点検）」、中小企業等協同組合法や官公需法の「中小零細企業の連携・振興」を実践する団体であることを知っていただく事業です。一般競争入札の拡大、消防設備・防火設備の一括発注や法令遵守徹底の働き掛け等を通じ、公的な協同組合の活用促進への理解が深まり広がることを目指しています。



## 令和4年度事業計画

## 共同受注の確保が基本！ 地域課題、点検料金積算基準、事業環境の改善など！

令和4年度事業計画（案）は、これまでと同じように4つの事業（共同受注事業、共同購入事業・あっせん事業、教育情報事業、共同宣伝事業）を柱としています。総会では、満場一致で他の議案とともに可決承認（SDGs宣言も採択）されました。令和4年度事業計画の重点事業を紹介します。

①組合が直面する具体的な地域課題の改善、②共同受注活動の基礎となる「点検料金積算基準（平成28年10月策定）」改定、③業法制定の要望など事業環境の改善活動、④消防行政や中小企業施策、業界やデジタル化等の動向への注視と対応、⑤SDGs（持続可能な開発目標）を意識した業務遂行、⑥事業計画の具体化のためのより一層の実施体制の確立などです。

この日、理事・監事の胸には、組合事務局が直接、ニューヨークの国連本部から取り寄せたSDGsバッジ（右写真）が静かに輝いていました。



第7回青年部会通常総会が、第28回通常総会に先立つ5月18日(水)午後、部会員の過半数を超える11名が出席し開催されました(右下写真)。

開会挨拶で、堀部成信会長(右写真)は「令和3年度は、新型コロナ禍の中でも工夫して可能な取組の実施に努めた。引き続き、青年部会活動に参加と協力をお願いしたい」と挨拶。

その後、堀部成信会長が議長となって議案審議に入り、令和3年度事業報告・決算、令和4年度事業計画・予算等が原案どおり可決承認され閉会となりました。閉会後は、3年振りに従来の形で開催された総会に参加した部会員同士が早速、交流連携事業の企画や日程調整について情報交換を行う姿が見られました。



◆◇◆ 理事会と会計監査 ◆◇◆

◆令和4年4月／会計監査 - 令和3年度決算 -

令和4年4月第2週の午後、監事2名(宇式監事・土谷監事)による会計監査が実施されました(右写真)。会場は、組合事務所外に会議室(定員50名)を確保。沈静化の傾向にあるとはいえ、新型コロナウイルス感染症の感染防止を徹底し、理事長及び総務担当副理事長同席のもと約2時間、会計帳簿や関係書類等を確認していただいた後、「適正に処理されている」との監査結果をいただきました。



◆令和4年4月／第1回理事会 - 総会開催案など -

4月12日(火)午後、組合事務所の会議スペースで令和4年度第1回理事会が開催されました(右写真)。議題は、総会開催案の決定、総会資料の最終承認、令和4年度前半スケジュール案等です。理事全員に組合事務局が加わった理事会では、従来の形での総会開催に向けた前向きな意見が出されるとともに、令和4年度共同受注結果(速報)についても具体的な取組が協議されました。



◆令和4年7月／第3回理事会 - 上半期の総括、年度後半へ -

7月14日(木)午後、組合事務所で令和4年度上半期(4~7月)の総括と、それらを踏まえた年度後半の活動方針を議題に第3回理事会が開催されました。報告を含む議題は下記のとおりです。第1号議案の「業法の説明資料(イラスト等)の件」では、西川理事長から改めて理事全員へ、実際の仕事の流れと

- ・ 第1号議案 業法の説明資料(イラスト等)の件
- ・ 第2号議案 令和4年度における要望活動(案)の件
- ・ 第3号議案 官公需適格組合の活用促進に係る件
- ・ 第4号議案 「点検料金積算基準(平成28年度版)」改定に係る検討作業の件
- ・ 報告事項； 令和4年度共同受注結果(速報)  
常用従業員・有資格者調べ集計結果(R4.4月末)  
組合広報誌「組合だより第44号」原稿  
令和4年7月以降のスケジュールなど

現行・消防法を比較した説明があり、理事会は取組推進と実施体制の整備を決議しました。そのほかの議案についても、取組方針や方法等が審議され決議されました。

また、令和4年度共同受注結果について、組合事務局から「前年度を少し上回る受注額を確保した」との報告がありました。

## 第 28 回通常総会「理事長挨拶」（要旨）

令和 4 年 5 月 18 日  
静岡県消防設備保守点検業協同組合  
理事長 西川 和宏

### ○ 三つの取組について

本日は、ご多用中のところ、当組合の令和 4 年度通常総会に、ご出席をいただき厚く御礼を申し上げます。本日は、組合の取組を三つ、お話しします。

一つ目は、「共同受注の確保」と「組合員への配分拡大」。先月、浜松市の「令和 4 年度調達方針」に、私ども官公需適格組合が「市内業者である」と明記されました。今後の受注活動に「大きな追い風」になるものと思われます。

二つ目は、「組合員の協力・協業」と「組合員社員の意識」。組合に所属する資格者の一人ひとりが、点検業務における資質向上を図るとともに、組合関係者全員が自分の役割を果たしていく。これが在って初めて「組合の未来がある」、そう確信しております。



### ○ 業法とSDGsの取組

三つ目は、業法制定の働き掛けとSDGs（エス・ディー・ジーズ）の取組。まず、業法制定について。わが国のほとんどの業種で制定されている業法とは、「適正業務の執行を確保することで、発注者を保護するとともに業種の健全な発達を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与する」特定の業種の営業に関する法律を言います。

一方、私たちの業種では、消防法など現行法には業法に該当する法律が見つかりません。その結果、様々な問題（無資格者点検や不適切な受発注の拡大等）が発生しています。憂慮すべきは、こうした問題が相次ぐ火災事故など、繰り返し深刻な事態を招いていることです。次に、SDGs（エス・ディー・ジーズ）。先月の理事会で「組合の取組をSDGs（持続可能な開発目標）の観点から推進していく」ことが決議されました。後ほど、SDGs宣言をお諮りさせていただきます。

### ○ 安全で安心な豊かな社会を目指して

私たちの組合は、道理にかなう商習慣を基本とし、組合員企業に在籍する「一括発注等の適正点検に対応すべき必要な資格者」が、現場で連携し適正点検を行うことで発注者の皆様の信頼を得ております。引き続き、業界の中心となって組織拡大を図り、共同受注を促進し、現場を支える資格者の育成に努めてまいります。

そして、令和 4 年度も、誰もが笑顔で暮らす「安全で安心な豊かな社会」の実現を目指し、課題解決に全力で取り組んでまいりますので、組合員及び組合関係者、関係の皆様におかれましては、組合が担う業務の遂行にご支援、ご協力をお願い申し上げます。（了）

## 静岡県消防設備保守点検業協同組合

### SDGs宣言「火災予防の推進」

私たちを取り巻く環境は、時代の潮流や社会経済情勢の変化を受け、益々その厳しさを増しています。

こうした中、消防用設備等保守点検業では、消防設備等の点検、機能強化で施設の長寿命化を図り、点検資格者確保に向けた働き方改革など、SDGs（持続可能な開発目標）達成を目指した様々な取組の実施が求められています。

一方、消防用設備等保守点検業の点検及び適正な維持管理の推進、地域中小零細事業者が担う業の現状、少子高齢化に伴う人材確保の困難、デジタル化への対応など、多種多岐にわたる課題に業界が直面しているのも事実です。本日、第 28 回通常総会において、静岡県消防設備保守点検業協同組合の組合員及び関係者一同は、国から官公需適格組合に認定された県知事認可の協同組合として、その責務を常に忘れず、消防用設備等保守点検を通じて、将来に向けSDGs（持続可能な開発目標）の達成を目指し取り組んでいくことをここに宣言します。



令和 4 年 5 月 18 日（第 28 回通常総会）

官公需適格組合 静岡県消防設備保守点検業協同組合  
組合員及び組合関係者一同

## ◆◆◆ 組合役員による挨拶回り(静岡県庁等) ◆◆◆

令和4年7月14日(木)午前、組合理事と幹事会社責任者(静岡市内)は消防用設備等(一括発注形式では防火設備検査含む)保守点検業務の発注官公署、静岡県庁や静岡市消防局等への挨拶回りを開始。

総勢9名、西川理事長を先頭に「活動報告」や「共同受注業務を責任を持ち完遂する決意」をお伝えしました。お忙しい中、対応をいただいた皆様に心より御礼を申し上げます(写真脚注に訪問先)。



※ 最上段写真は静岡県経済産業部。上段写真(左から右へ)は危機管理部、出納局、資産経営課。中段写真(同)は高校教育課、教育施設課、経営支援課。下段写真(同)は静岡市消防局、教育施設課、静岡県中小企業団体中央会。  
 ※ 県秘書課(知事・副知事)、消防保安課、地域産業課、財務課。静岡市学校給食課、産業政策課、グランシップ等。

### 交流会

## 組合員、賛助会員等が“3年振り”に交流！ 5/18(水)

総会後の交流会(杉山副理事長の進行)は、組合員をはじめ賛助会員(各防災機器メーカー静岡支社長・営業所長)、組合関係者(共同受注検査員、青年部会会員、組合員の支店長・営業所長)等が3年振りに一堂に会して情報交換。来賓の竹内県議(左写真下)、県中小企業団体中央会の三宅部長代理にもご参加いただきました。会場に設置したアクリル板、マスク着用の徹底など新型コロナウイルス感染症対策を万全にして、西川理事長の開会挨拶(左写真上)、佛木支社長(ホーチキ静岡支社, 下写真)の乾杯挨拶、堀部成信会長(青年部会)の中締めなど。



“ 広がる交流の輪！ 次回開催に期待が膨らむ ” — 組合青年部会「ボウリング親睦会」 —

組合青年部会は、6月下旬の夕方、組合内外の交流・親睦を深めるための「ボウリング親睦会」を、静岡市内に改装グラウンドオープンした施設で開催しました。誰でも参加できるように企画され、組合内外に広く参加を募った交流事業（ボウリング・懇親会）には、写真のとおり組合内外の関係者が多数参加。交流の輪が大いに広がりました。余談ですが、お笑い芸人が施設に会場して撮影するといったハプニングもありました。

ともあれ日頃、なかなか話をする機会のない関係者との会話や名刺交換など、参加者は「人脈を広げ、情報交流を活発にする場・機会」の必要性・重要性を改めて実感。次回の交流事業の開催への期待が膨らみます。



【統計データ】点検業者の数は？

消防設備士と消防設備点検資格者の実人数は？

消防法第17条の3の3は、一定の防火対象物に設置された消防用設備等の点検は「消防設備士」又は総務省令（消防法施行規則第31条の6）で定める「消防設備点検資格者」でなければ出来ないと定めています。

少子高齢化が進行し専門人材の確保が喫緊の課題とされる中、消防用設備等点検報告制度を担う「消防設備士」と「消防設備点検資格者」に関する統計データを、消防庁「消防白書」から拾ってみました（点検業者数の統計データは見つからず）。

また、国家資格であり試験合格率28.6%～44.3%（※平成29年度実績）の消防設備士（甲種・乙種）、同じく国家資格であり3日間の講習を受ければ（※平成29年度実績で受講者の94.9%が）資格取得できる消防設備点検資格者の従事できる業務を【参考-3】に整理しました。

※ 消防設備士の試験合格率は一財・消防試験研究センターHP、消防設備点検資格者の受講者合格率は一財・日本消防設備安全センターHPから転載した。

【参考-1】消防設備士（全国） 資料出所(参考-1,2)； 消防庁「消防白書」 (人)

種別 \ 類別	特類	1類	2類	3類	4類	5類	6類	7類	合計
甲種(工事、整備)	4,180	148,432	47,036	41,389	305,268	37,949	-	-	584,254
乙種(整備)	-	40,186	12,614	11,606	102,416	19,290	282,537	200,522	608,432
<b>2021年3月末</b>	<b>4,180</b>	<b>188,618</b>	<b>59,650</b>	<b>52,995</b>	<b>407,684</b>	<b>57,239</b>	<b>282,537</b>	<b>200,522</b>	<b>1,253,425</b>
2020年3月末	3,995	185,626	58,627	51,896	399,901	56,068	274,963	197,825	1,228,901
2019年3月末	3,780	182,440	57,337	50,518	391,238	54,592	266,855	194,907	1,201,667
2018年3月末	3,515	178,927	55,994	49,022	382,896	53,114	259,207	191,957	1,174,632
2017年3月末	3,212	174,925	54,503	47,605	373,684	51,478	251,019	188,474	1,144,899
2016年3月末	3,047	171,334	53,254	46,339	364,486	49,951	243,612	185,324	1,117,347
2015年3月末	2,839	167,871	52,063	45,274	355,779	48,542	235,457	182,022	1,089,877

注1：「危険物取扱者・消防設備士試験・免状統計表」により作成、注2：設備士の数は、免状作成件数の累積である。

【参考-2】消防設備点検資格者（全国） (人)

種別 \ 年度	特種(特殊消防用設備等)	第1種(機械系統)	第2種(電気系統)	合計
<b>2021年3月末</b>	<b>737</b>	<b>163,370</b>	<b>153,955</b>	<b>318,062</b>
2020年3月末	727	161,049	151,683	313,459
2019年3月末	713	158,124	149,195	308,032
2018年3月末	700	155,221	146,517	302,438
2017年3月末	687	152,322	143,811	296,820
2016年3月末	672	149,422	140,994	291,088
2015年3月末	652	146,533	138,202	285,363

【参考-3】資格別可能業務

- ・消防設備士・甲種  
工事、整備、**点検**
- ・消防設備士・乙種  
整備、**点検**
- ・消防設備点検資格者  
**点検だけ**

◆◆◆ 組合顧問弁護士兼理事の法律メモ ◆◆◆  
 ～ 民法改正・賃貸借契約（3）～



顧問弁護士 吉川 友朗  
 静岡法律事務所 ふたば鷹匠事務所  
 静岡市葵区鷹匠 1-4-1 佐野ビル3階  
 電話 054-205-2250  
 FAX 054-205-2290

今回も前回に引き続き、賃貸借契約の分野における民法改正(令和2年4月施行)についてお話をさせていただきます。例えば、アパートの賃貸借を解約したり、期間満了により終了した場合、賃借人にはアパートの損傷が生じた場合には、その損傷を直す義務(＝原状回復義務)が発生する場合があります。

この点について、改正前の民法では明文化されていませんでしたが、今回の改正によって、民法第621条において原状回復義務が明文化され、賃借人は、賃借物を受け取った後にこれに生じた損傷(通常の使用及び収益によって生じた賃借物の損耗(通常損耗)並びに賃借物の経年劣化を除く。)がある場合において、賃貸借が終了したときは、その損傷の原因が賃借人にあるときは、賃借人は原状に復する義務を負うと規定されました。

この規定によって、賃借人に原状回復義務が発生する要件が明らかとなりましたが、この要件(通常損耗や経年劣化)をどのように解釈すべきかについては、具体的な基準がはっきりしていません。この点について、国民生活センターの「原状回復費用とガイドラインの考え方」では、①日照等によるクロス等の変色、家具の設置による凹みや設置跡、冷蔵庫等の設置による壁の電気やけ、ポスターやカレンダー等の跡、画鋲の穴、エアコン設置によるビス穴、跡、自然災害によるガラス破損等の損傷、網入りガラスのひび割れ等は通常損耗であり、②耐用年数経過による設備の故障、鍵の取り替え(破損、紛失がない場合)等は経年劣化であるとしています。

また、フローリングのワックスがけ、賃借人が通常の清掃をしている場合の全体クリーニング、空調・エアコンの内部洗浄、台所、トイレ等の消毒等は、賃借人が次の賃借人を確保するために行うグレードアップを目的としたものであり、そもそも原状回復義務には含まれないと規定しています。

以上のとおり、民法上では、原状回復義務が発生する場合が明確ではありませんが、上記の具体例は概ね判例にも沿ったものとなっておりますので、参考になる基準ではないかと思えます。

以上が賃借人の負う原状回復義務の原則的な範囲ですが、賃貸借契約を締結する際に、特約を設ければ、賃借人が負う原状回復義務の範囲を上記の範囲より広くすることも認められています(最高裁平成17年12月16日判決)。この最高裁判決によれば、特約が有効となるための要件としては、賃借人が補修費用を負担することになる通常損耗の範囲が賃貸借契約の条項自体に具体的に明記されているか、仮に賃貸借契約書では明らかでない場合には、賃借人が口頭により説明し、賃借人がその旨を明確に認識し、それを合意の内容としたものと認められるなど、その旨の特約(以下、通常損耗補修特約と言います)が明確に合意されていると言える場合を挙げています。

よって、賃借人も賃借人も契約を結ぶ際には、特約を設けるか否か、十分に検討することを忘れないようにして下さい。

**【報告】 常用従業員・有資格者調べ集計結果(令和4年4月末現在) “有資格者が着実に増加!”**

組合が、組合員の協力で毎年、実施している「4月末現在の常用従業員・有資格者調べ(令和4年4月末現在)」の集計結果(ほとんどの有資格者が増加)がまとまったので報告します。

(単位:人)

項目 年月日	正規従業員 (組合数)	うち技術者	消防設備士	点検資格者	電気工事士	特殊電気工事士	自火発 専門技術者	防火設備 検査員
2022. 4. 30	641 (61)	451	391	267	205	14	41	77
2021. 4. 30	640 (62)	441	388	261	191	14	38	74
2020. 7. 01	651 (62)	433	380	258	181	14	36	71
2020. 4. 30	644 (60)	427	374	253	180	13	35	70
2019. 4. 30	600 (55)	400	352	251	162	10	30	69

○ 組合員の異動(お知らせ);

<敬称略>

【組織変更】久嶋防災;代表者 久嶋宏之 → 株式会社久嶋防災(代表者は同じ) R3. 6. 1 ※組合確認 R4. 5 月

## 6つの官公需適格組合を“市内業者”と明記 – 令和4年度浜松市調達方針 –

官公需適格組合の活用では、浜松市（財務部調達課）が「令和4年度調達方針（浜松市公式HP公開）」において、官公需適格組合のより一層の活用推進を明示し、新たに当組合を含む6組合を「入札参加資格登録を行っている市内業者として扱う」と明記しました。当組合は、静岡県全域を活動領域として県知事に設立認可されています。

これまで、「市内業者の扱い」では、設立認可時の活動領域（静岡県全域）が市町の地域産業政策に凌駕（りょうが）されることが一般的でしたが、その中で朗報です。



初夏の富士山「広がる青空」  
朝霧高原でR4.6.12撮影

### >>組合員名簿

会社名	代表者	住所	電話	会社名	代表者	住所	電話
広伸防災(株) 本社	飯塚 史洋	富士市川成島	0545-63-2178	坂庭TA	坂庭 民茂	浜松市南区	053-440-7751
沼津支店	鈴木 広昭	沼津市沼北町	055-923-3363	三興電機(株)	村串 守啓	浜松市中区	053-436-5111
鈴与技研(株) 東部営業所	高田 靖彦	沼津市大諏訪	055-941-6481	(有)季高防災メンテナンス	季高 良夫	浜松市東区	053-435-4308
ニッセー防災(株)	土谷 直人	裾野市佐野	055-992-5213	鈴木消防設備	鈴木 政則	浜松市東区	090-5118-8048
(株)アオイテレテック	佐野 靖浩	静岡市駿河区	054-286-1256	(株)鈴木防災	鈴木 啓示	磐田市富丘	0538-84-7455
(株)SG防災テクノサービス	杉村 一男	藤枝市田沼	054-637-1260	鈴木防災	鈴木 芳武	浜松市中区	053-465-6334
(株)共同設備	高沢 豊秀	静岡市葵区	054-265-9255	鈴与技研(株) 西部営業所	川村 孝祐	掛川市本所	0537-27-2331
近藤設備	近藤 晃弘	静岡市駿河区	054-256-0690	西遠消防機具(株)	松井 清海	浜松市浜北区	053-586-4456
消防機材山治(株)	福井 隆幸	静岡市葵区	054-248-0119	セルコ(株) 本社	西川 和宏	浜松市東区	053-463-1341
鈴与技研(株) 本社	杉山 和幸	静岡市駿河区	054-281-3311	掛川営業所	高島俊太郎	掛川市壺ヶ谷	0537-22-0119
関防災設備	関 貴之進	静岡市清水区	054-351-1557	磐田営業所	鈴木 睦久	磐田市西貝塚	0538-31-8565
セルコ(株) 静岡支店	橋 詰 歩	静岡市駿河区	054-288-2210	湖西営業所	藤田 光弘	湖西市吉美	053-575-3119
セルコ産業(株)	西川 和宏	静岡市駿河区	054-260-6009	相互電池産業(株)浜松事務所	石原 忠勝	浜松市東区	053-424-7552
太平エフ・イー・システム(株)	平野 和真	静岡市駿河区	054-257-6855	(株)タキボウ	瀧 雅也	浜松市中区	053-523-7500
(株)タピア	湊 宏治	静岡市葵区	054-248-6466	(株)タナカ総合	田中 誠次	浜松市西区	053-543-9723
日興電気通信(株) 静岡営業所	奥田 敏光	静岡市駿河区	054-266-6762	中部防災工業(株)	松坂 直和	浜松市北区	053-438-3081
(株)日本防災システム	大島 至了	島田市中河町	0547-35-2001	電通システム(株)	木下 敏彦	浜松市南区	053-441-3911
花村消防設備	花村 英樹	静岡市葵区	054-277-3194	東海消防技研(株)	佐藤 誠	浜松市中区	053-463-5601
(株)ピーティーエス	坪井 政春	静岡市清水区	054-388-9989	東海防災(株)	野田 宗義	浜松市中区	053-474-2627
(株)富士消防機商会	荒瀬 敏弘	静岡市清水区	054-366-7034	(有)豊田消防設備	金原 克己	磐田市東貝塚	0538-36-0119
(株)プラスチック	鈴木 努	静岡市葵区	054-204-1882	日興電気通信(株) 本社	堀部 成信	浜松市北区	053-439-1125
マナブ防火防災メンテナンス	遠藤 学	静岡市清水区	080-4939-0093	ニッコウプロセス(株)	加藤 裕介	浜松市北区	053-439-1122
宮崎設備	宮崎 誠二	静岡市葵区	090-6616-4448	(株)日本防火研究所	市川 智也	浜松市東区	053-461-1373
宮澤電池産業(株)	宮澤 学	静岡市葵区	054-247-1211	(有)袴田防災設備	竹内 宏行	浜松市浜北区	053-587-1373
明幸電業	鈴木 秀幸	静岡市駿河区	054-256-2878	浜松総合防災設備(株)	伊藤 直人	浜松市中区	053-465-4664
(同)葵防災工業	井口 慎一	浜松市中区	090-3389-7593	(有)富士電機浜松	小池 浩司	浜松市東区	053-464-1183
(有)石垣防災	石垣 益年	浜松市浜北区	053-587-5699	(同)藤屋設備	近藤 奈央	浜松市北区	053-542-0084
(有)エイト・エス・イー・エム	町田 和久	掛川市亀の甲	0537-24-0407	(有)北部防災工業	鈴木 康之	磐田市大久保	0538-38-1742
(有)遠州消防設備	神谷 知宏	磐田市天竜	0538-34-6574	防災設備社(株)	萩内 博志	浜松市東区	053-423-0119
太田防災	太田 済広	浜松市天竜区	053-925-2814	宮下防災	宮下 光	袋井市天神町	080-5100-3088
木下電気(株)	木下 哲志	浜松市浜北区	053-582-3930	みゆき防災	野末 悠	浜松市北区	090-5454-2003
北沢防災設備(有)	北澤 浩之	浜松市浜北区	053-586-4100	ムラツ	村松 哲也	浜松市中区	053-437-6711
(株)北島電設	北島 実	浜松市東区	053-433-5303	ライト・アーマー	中村 文彦	浜松市西区	080-5130-1996
(株)久嶋防災	久嶋 宏之	浜松市中区	080-2662-3019				
サイトウ防災	斎藤 至	浜松市中区	053-474-3837				

理事長	西川和宏	セルコ株式会社
副理事長	杉山和幸	鈴与技研株式会社
副理事長	堀部莞爾	ニッコウプロセス株式会社
理事	飯塚史洋	広伸防災株式会社
理事	吉川友朗	静岡法律事務所 ふたば鷹匠事務所
監事	宇式三郎	株式会社アオイテレテック
監事	土谷直人	ニッセー防災株式会社
事務局長	仁科満寿雄	専務理事兼務
事務局職員	鷲巣節子	

### >>賛助会員名簿

会社名	代表者	住所	電話
TOA(株) 静岡営業所	中矢 直樹	静岡市葵区	054-251-5350
能美防災(株) 静岡支社	高沢 豊秀	静岡市葵区	054-340-0013
パナソニック(株)エレクトリックワークス社 静岡電材(営)	大西 裕之	静岡市葵区	054-261-8618
ホーチキ(株) 静岡支社	佛木 貴之	静岡市駿河区	054-202-3811